

## 第27回入善町農業委員会議事録

令和7年10月10日午後1時30分から第27回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 15名

2番 廣清 奈緒美	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	8番 竹田 隆浩	9番 嶋先 良昭	11番 小林 真一郎
12番 米山 義隆	13番 坪野 和夫	14番 前田 俊彦	15番 永山 美和
16番 亀田 英司	17番 上野 好雄	18番 田中 吉春	

欠席委員 2名

1番 五十里 章 10番 安藤 清雅

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会 主 事	前 川 祐 喜 子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第95号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第96号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第5	議案第97号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。ほぼほぼ稲刈りが終了し、後は葉っぱが落ちるのを待って大豆の刈り取りかと思えます。一等米比率についてですが、その場所や管理の仕方にもよるのかと思えます。同じ時期に植えても、若干ですが二等米が出ることもあり、ばらつきを感じております。

朝晩も涼しくなってきました、体調管理を十分にしているつもりですが、朝は寒さで目が覚めるようになってきました。秋の収穫はまだこれからというところでありますので、体調管理には十分注意していただければと思います。

それから先日、北日本新聞に私の記事が載りまして、富山県立高校の農業部門の先生方が集まる研究発表大会の中で、農家の意見を聴かせてほしいとのことでお話しさせていただきました。その記事に出てました16,000円という数字は、米一俵を作るのに掛かっている生産費であり、全体的には割り返していくと8俵以上取らないと合わないものであり、生産原価でありますので、そこに一般管理費が入ると赤字になるというのが令和6年の結果でした。令和7年に関しては、それに上乘せになっているということです。それ以上に米価が高値で安定していかないと、これからの農業は成り立たないという点をお話しさせていただきました。いろいろ話をした中で、この部分が目立って記事になっていたわけでありませう。高値安定になるよう消費者との理解を深めていくことも農業者としてのこれからの仕事と思っております。高値安定になるよう消費者との理解を深めていくことも農業者としてのこれからの仕事と思っております。高値安定になるよう消費者との理解を深めていくことも農業者としてのこれからの仕事と思っております。

それから来月の研修視察を予定してまして、滋賀県の大規模稲作農家を2件見に行きたいと思っております。

ります。富山県の現状と滋賀県の現状を見比べできればと思っております。  
それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番森下吉光委員と6番上田委員に決定したいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご兩名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第95号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第95号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町浦山新〇〇〇〇、〇〇番地〇の2筆、地目は田、面積は1,064㎡です。申請地の位置図は2ページをご覧ください。譲渡人は、入善町浦山新〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、入善町浦山新〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は黒部市宇奈月町〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。浦山新〇〇は〇〇さんと〇〇さんの共有名義、浦山新〇〇〇は〇〇さんの単独所有になります。転用理由は駐車場・資材置き場敷地になります。

譲受人の〇〇〇〇さんは、スクラップ買取販売業を行っており、浦山新〇〇〇、〇〇に資材置き場、事務所、倉庫を設置し営業しております。近年、売り上げが増加しており、事業拡大に伴い、スクラップ資材置き場としてのスペースが必要なこと、駐車場スペースが整備されていないため、来客用、業務用の駐車スペースを確保したいことなどから、敷地を拡張する計画を立て、今回の申請になりました。

申請面積は1,064㎡で、700㎡を駐車スペースとし、普通車6台、フォークリフト等の業務用車両5台を駐車し、残り364㎡を鉄、アルミ、ステンレスなどの鋼物資材を置く予定にしており、駐車スペース及び資材置場として利用するために必要な面積です。

雨水排水は、申請地南側の既存水路に排水します。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「駐車場・資材置き場の拡張」であり、許可基準は「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ありません。

申請地は令和7年8月25日に除外済であり、隣接耕作者の同意、また入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、坪野委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、申請地は入善町上飯野〇〇〇 外13筆 台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は18,204㎡です。  
貸渡人は、入善町上飯野新〇〇〇〇の〇〇 〇 さん 外10名 で、借受人は朝日町三枚橋〇〇〇の〇〇〇株式会社さんです。

転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇〇〇〇〇株式会社さんは、土木建築請負業を中心に土石採取・販売業など、様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、84,300㎡の砂利を採取し、101,160㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

また、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は 嶋先委員 にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。まずは申請番号1番、坪野委員をお願いします。

坪野委員

事務局の説明のとおりです。地図を見られたとおり、既存地とスーパー農道に囲まれた土地であり、特に問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。次に申請番号2番、嶋先委員をお願いします。

嶋先委員

〇〇〇〇の海側の方になり、去年までやっていた部分の延長上で、〇〇〇の横の方までやるということでした。途中に通路として残っている部分はパイプを通して水田としての使用には問題ない状態とのことです。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

パイプを通すというのは道の下を通すという意味ですか。

嶋先委員

そうです。5筆の県道側がトラックの通る通路になり、今埋め戻しを行っている筆は表土の仮置き場にするとのことです。

小林職務代理者

〇〇〇番地に表土を置くということですか。今までこの筆も陸砂利していたところですか。

事務局

次の議案になりますが、陸砂利していたところについて事業計画変更があり、対象地を除外して表土

の仮置き場にするということになっています。

小林職務代理者

一時転用は通常3年だと思いますが問題はないということですね。

事務局

元々は陸砂利を行っていたところですが、それが一旦終了し、その後、表土等の仮置き場になるということなので問題ないとのこと。

議長（米山 義隆）

農業法人協会や稲作経営者協会で話になっているのが、一時転用だから原状復帰が原則ですが、復帰する際にそのまま大規模農地にできないかということが以前から言われています。なかなか難しいようですが、これから要望していく必要があるかと思っています。色んな意見があって高岡とか福野では陸砂利をどんどんやっているが、その後大区画化した際に陸砂利をしていたほ場が軟弱で、能登沖の地震の際、液状化を引き起こして陥没が発生していたので、そんなに簡単にできることではないという意見もあった。地下水の水位も影響するかと思いますが、県の常設委員会でもこういった話は出てました。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第95号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第96号、事業計画変更の申請による意見進達についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第96号「事業計画変更の申請による意見進達について」次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。

申請当初、申請者は入善町上飯野3545番地の2の 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、申請地は入善町上飯野〇〇〇 外3筆の8,442㎡。台帳地目、現況地目ともに田で、転用目的は「陸砂利採取」、契約内容は「賃借権の設定」とし、計画期間は令和6年3月29日から令和8年3月29日までの2か年の予定でした。

変更後の申請地は入善町上飯野〇〇〇〇 外2筆の計3筆。合計面積は5,652㎡。  
陸砂利採取地等の変更です。

先ほどの 〇〇〇〇〇〇株式会社さんの5条案件と併せてご覧いただくとわかりやすいと思います。

隣接地で〇〇〇〇〇〇株式会社さんが陸砂利採取を行うことから、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんに対して許可済みの土地の一部である上飯野〇〇〇を、〇〇〇〇〇株式会社さんが共同使用することになります。

その共同使用部分については、今回、〇〇〇〇〇〇株式会社さんが一時転用の申請を行うことから、〇〇〇〇〇〇株式会社さんの陸砂利採取計画は縮小となり、今回の事業変更となったものです。

なお、上飯野〇〇〇はすでに採取及び埋め戻しが完了しているため、採掘及び埋め戻しの数量に変更はありません。

以上、1件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第96号、事業計画変更の申請による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第97号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件ついてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

農振除外等の申請は年4回（3月、6月、9月、12月）ですが、今回は9月受付分の申請で、軽微変更が1件、農振除外が4件あります。

軽微変更は、農業用施設のために農地を利用する場合、農用地区域からは除外せずに、農業上の用途を農地から農業用施設に変更する軽微な手続きのことを言います。軽微な変更のため、県知事の同意などの手続きは省略されます。

軽微変更の申請番号1番。変更対象地は入善町野中〇〇〇の一筆、地目は田、面積は985㎡のうち47㎡です。願出者は入善町野中〇〇〇の〇〇 〇さんで、変更後の用途は農業用格納庫敷地です。

申請人の〇〇さんは、平成15年に農作業場の建て替えと自宅敷地である野中〇〇〇の東側にあった農機具格納庫を野中〇〇〇地内に移設を計画し、野中〇〇〇の軽微変更の申請を行いました。その際の申請面積が196㎡であり200㎡未満だったため、農地転用手続きは行わず、軽微変更完了後に農作業場の建て替えと農機具格納庫の移設を行いました。

今回、当該敷地の面積を測量したところ、243㎡であり、47㎡分、申請面積を超過していたため、始末書をつけて、再度、軽微変更申請を行うことになりました。

申請面積は47㎡、すでに軽微変更済の面積196㎡と合わせて243㎡で、トラクター1台、コンバイン1台など農業用機械等を収容するための必要最小限の面積です。また、雨水排水については、西側の排水路に排水します。

要件の確認としては、目的が農業用格納庫敷地であるため、既存地に近接しているほうが、効率性や管理の点でも利用しやすく、最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

続きまして、農振除外の申請についてです。申請番号1番。除外対象地は入善町野中〇〇〇の一筆、地目は田、面積は985㎡のうち22㎡です。除外願出者は入善町野中〇〇〇の〇〇 〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地の拡張です。

先ほどの軽微変更でも説明しましたが、申請人の〇〇さんは、平成15年に自宅敷地である野中〇〇〇の東側にあった農機具格納庫を野中〇〇〇地内に移設しました。その後、農機具格納庫跡地に東側方向からの強風対策として石積及び生垣を整備しました。今回、当該敷地の面積を測量したところ、22㎡が



除外可能と考えます。

以上5件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

前田委員

位置図は新屋〇〇〇〇-1、〇〇〇〇-2になっていますが。

事務局

これから分筆予定の地番になっています。

前田委員

分かりました。議案書の面積が分筆前は1,473㎡、分筆後437㎡と1,035㎡となっていて1㎡ずれているのですがこれはなぜですか。

事務局

分筆予定の面積で小数点が出ますので、不動産登記法上、10㎡以上の農地の場合、小数点以下は切り捨てになって表示されるため、1㎡ずれる形になります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第97号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案の通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。  
令和7年11月10日月曜日午後1時30分より行います。  
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（令和7年度視察研修について）

事務局

（富山県農業委員会研修大会について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これもちまして、第27回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年11月10日月曜日、午後1時30分になります。

(閉会 午後2時20分)